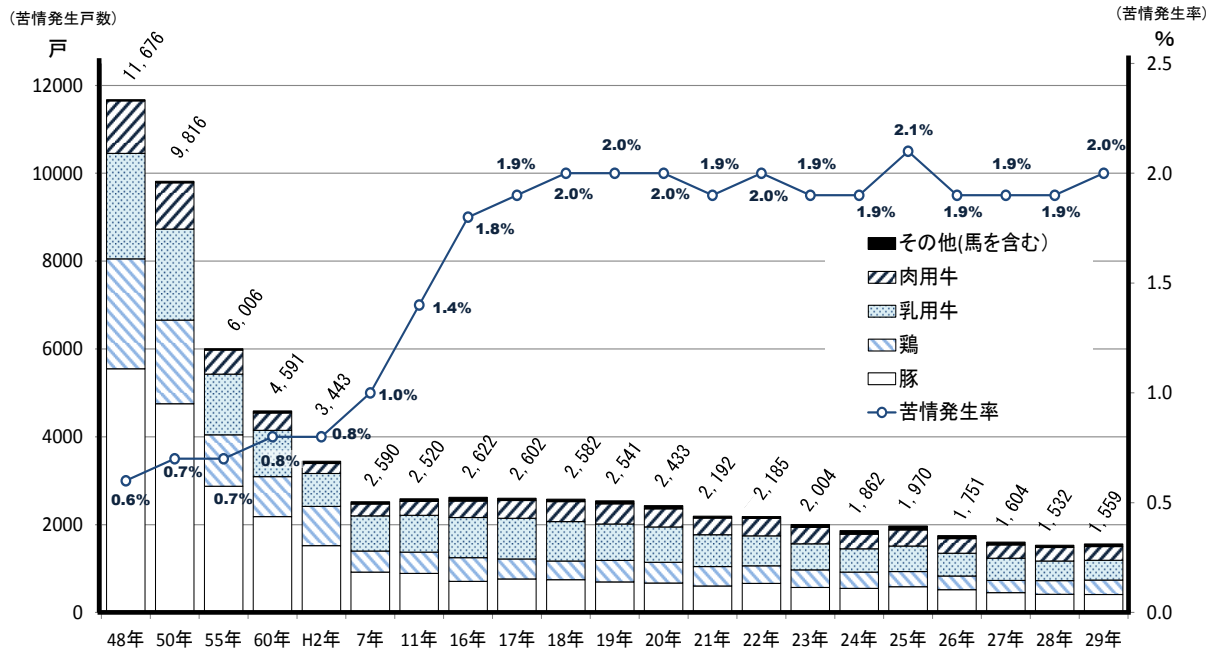


畜産経営に起因する苦情発生状況

農林水産省 生産局
畜産部 畜産振興課
環境計画班

1. 苦情発生戸数

平成 29 年における畜産経営に起因する苦情発生戸数は 1,559 戸で、前年に比べ 27 戸増加した。苦情発生率は 2.0%で、近年概ね横ばいで推移している。



注 1：当該年の 7 月 1 日までの 1 年間に住民等から地方公共団体へ届けられたものである。
 注 2：同一経営体に苦情が複数寄せられた場合、苦情の内容が同じ場合は 1 戸として計上しているが、異なる種類の苦情があった場合は複数戸として計上している。
 注 3：苦情発生率 = 苦情発生戸数 ÷ 飼養戸数。ただし「その他」については戸数が把握できないことから、苦情発生率の算定からは除外されている。なお、飼養戸数は「畜産統計」「農林業センサス」（いずれも農林水産省）等による。

2. 畜種・苦情の内容別の発生戸数

畜種別の苦情発生戸数の割合は、乳用牛 28.9% (前年 29.1%)、肉用牛 20.1% (同 20.3%)、豚 26.2% (同 27.0%)、採卵鶏 16.6% (同 16.2%)、ブロイラー 4.5% (同 4.1%) であり、近年と同様の傾向にあった。

また、苦情の内容は、悪臭関連が 53.4% (前年 50.6%)、水質汚濁関連が 21.5% (同 22.9%)、害虫関連が 12.6% (前年 14.0%) となっており、近年と同様の傾向にあった。

畜産経営に起因する苦情の畜種別・内容別発生戸数(平成29年)

(単位：戸、%)

区分	悪臭関連	水質汚濁関連	害虫関連	その他	合計
乳用牛	287 (29.7)	101 (25.9)	57 (24.9)	78 (34.7)	451 (28.9)
肉用牛	182 (18.8)	70 (18.0)	40 (17.5)	66 (29.3)	313 (20.1)
豚	268 (27.7)	154 (39.5)	22 (9.6)	33 (14.7)	409 (26.2)
採卵鶏	152 (15.7)	46 (11.8)	104 (45.4)	16 (7.1)	259 (16.6)
ブロイラー	53 (5.5)	11 (2.8)	2 (0.9)	7 (3.1)	70 (4.5)
馬	1 (0.1)	2 (0.5)	0 (0.0)	2 (0.9)	5 (0.3)
その他	24 (2.5)	6 (1.5)	4 (1.7)	23 (10.2)	52 (3.4)
合計	967 (100.0)	390 (100.0)	229 (100.0)	225 (100.0)	1,559 (100.0)
構成 (%)	53.4	21.5	12.6	12.5	100.0

注 1：「悪臭関連」には、悪臭単独の苦情に加え、悪臭以外の苦情(水質汚濁、害虫発生等)を併発しているものも含む(その他の分類も同様)。

このため、各分類の戸数を合計した戸数と、「合計」欄の戸数は一致しない。

注 2：「その他」に分類される苦情の内容は、ふん尿の流出、騒音等である。

3. 畜種・飼養規模別の発生戸数

苦情発生率を畜種別に見ると、乳用牛 2.9%(前年 2.7%)、肉用牛 0.6%(同 0.6%)、豚 9.6%(同 9.4%)、採卵鶏 11.2%(同 11.2%)、ブロイラー 2.9%(同 2.7%) であり、近年と同様の傾向にあった。

また、飼養規模別に見ると、昨年と同様にブロイラーを除く各畜種において、飼養規模が大きくなるほど苦情発生率が高くなる傾向にあった。

・乳用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	10	1.1%	935
～29	94	1.8%	5,370
30～99	241	2.9%	8,420
100～299	88	5.3%	1,676
300～	28	11.5%	244
計	451	2.8%	16,400

※成畜（満2歳以上の牛）の頭数（畜産統計、農林水産省）

・肉用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	44	0.2%	25,416
～19	94	0.3%	33,470
20～99	106	0.9%	12,080
100～499	66	1.8%	3,579
500～	47	6.3%	741
計	313	0.6%	50,100

※総飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

・豚

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	14	1.9%	743
1～999	142	5.7%	2,470
1,000～1,999	94	11.7%	801
2,000～2,999	58	17.7%	327
3,000～	115	17.3%	663
計	409	8.8%	4,670

※肥育豚飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

・採卵鶏

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	22	1.0%	2,281
～9,999	57	6.5%	874
10,000～49,999	101	15.1%	670
50,000～99,999	34	14.8%	229
100,000～	67	19.7%	340
計	259	11.0%	2,350

※成鶏めすの飼養羽数（畜産統計、農林水産省）

・ブロイラー

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	2	0.8%	246
～99,999	57	9.6%	593
100,000～299,999	9	0.8%	1,120
300,000～499,999	1	0.3%	333
500,000～	3	1.1%	268
計	70	3.0%	2,310

※年間の出荷羽数（畜産統計、農林水産省）

注1：飼養規模について、採卵鶏では飼養羽数が千羽未満、ブロイラーでは年間出荷羽数が三千羽未満の戸数は含まれていないため、小規模区分の苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。

注2：管理基準非適用農家の飼養戸数は「平成28年家畜排せつ物施行状況調査（農林水産省）」による。

注3：各飼養規模階層の飼養戸数には、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含んでいないため、それらの合計値と「合計」欄の飼養戸数は一致しない。